

令和4年度 長崎労働行政のあらまし



長崎労働局ラッピング電車

目次

I 長崎の労働行政を取り巻く情勢	1
II 新型コロナウイルス感染症の雇用への影響を踏まえた総合労働行政機関としての施策の推進	2
III 雇用の維持・労働移動等に向けた支援やデジタル化への対応	3
IV 多様な人材の活躍促進	4
V 誰もが働きやすい職場づくり	9
○ 長崎労働局の組織	12
○ 労働基準監督署、総合労働相談コーナー所在地一覧	13
○ 公共職業安定所（ハローワーク）所在地一覧	14



厚生労働省長崎労働局

労働基準監督署・公共職業安定所（ハローワーク）



長崎労働局ホームページ

<https://jsite.mhlw.go.jp/nagasaki-roudoukyoku/>

I 長崎の労働行政を取り巻く情勢

1 雇用をめぐる動向

(1) 最近の雇用情勢

令和3年度は、前年度に新型コロナウイルス感染症の影響を受けた観光関連産業を中心に、求人の増加や、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種が進み、求職活動再開の動きが見られた。

令和4年4月の有効求人倍率は1.19倍であった。引き続き新型コロナウイルス感染症が雇用に与える影響を注視する必要があるが、一部の産業に持ち直しの動きが見られる。

(2) 若年者の雇用状況

本県における、令和4年3月新規高等学校卒業予定者の就職内定率は、98.9%と対前年同月比で0.6ポイント上回り、求職者数2,427人（前年2,779人）に対して求人数は4,308人（前年4,072人）となるなど、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも、強い人手不足感に伴う採用意欲の高まりから高い水準で推移している。

(3) 高年齢者の雇用状況

令和3年6月1日現在における、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づく高年齢者雇用確保措置を実施している民間企業等（常時雇用する労働者が21人以上の事業主）は、99.5%であった。（全国平均99.7%）

(4) 女性の雇用状況

令和2年「国勢調査」による女性の労働力率（人口に占める労働力人口の割合）を見ると、本県は51.3%（全国54.2%）を占めており、女性の雇用者数は258千人（全国25,695千人）で、平成27年に比べ7千人（全国1,659千人）増加している。

(5) 非正規雇用労働者の雇用状況

令和2年「国勢調査」による非正規雇用労働者数（勤務先での呼称が「パート・アルバイト・その他」「労働者派遣事業所の派遣社員」）を見ると、本県は、役員を除く雇用者総数の33.0%（17.2万人）を占めており、全国（34.0%）と比較すると1.0ポイント下回った。

(6) 障害者の雇用状況

令和3年6月1日現在の民間企業（常時雇用する労働者が43.5人以上の事業主）での雇用障害者数は、3,498.0人（前年同日比1.3%増）と18年連続で過去最高を更新するなど、一層の進展が見られる。

実雇用率については、2.64%と法定雇用率（2.3%）を上回っており、法定雇用率を達成している民間企業の割合についても、59.9%と全国平均の47.0%を大きく上回った。

(7) 職業訓練の実施状況

令和3年度の職業訓練の実施状況は、公共職業訓練（離職者訓練）の受講者数が1,736人（前年度1,631人）、求職者支援訓練の受講者数は288人（前年度223人）となった。

就職件数（職業訓練の修了3か月後の就職件数）は、公共職業訓練（離職者訓練）が1,252人（前年度1,227人）、求職者支援訓練が129人（前年度97人）となった。

2 労働条件等をめぐる動向

(1) 申告・相談等の状況

労働基準関係法令上問題が認められる申告事案が159件（令和3年）寄せられている。

労働局及び監督署の相談窓口において、申告・相談者の置かれた状況に配慮して懇切・丁寧に対応するとともに、賃金不払（休業手当含む）や解雇などの事案については、優先的に監督指導を実施する。

長時間労働、賃金不払い残業などに関する投書等の情報は、その内容や状況を踏まえた上での確に対応する。

(2) 労働時間の状況

「毎月勤労統計調査」によると、令和2年における年間総実労働時間は、事業所規模30人以上の一般労働者（常用労働者のうち、パートタイム労働者を除いた労働者）で1,990時間（所定内労働時間は1,828時間、所定外労働時間は162時間）となっており、令和元年より26時間減少したものの全国で最も長くなっている。

(3) 労働災害・労災補償の状況

令和3年の労働災害発生状況は、死亡災害9件（前年比4件減）、休業4日以上之死傷災害は1,791件（前年比74件増）となっています。

また、令和2年度の労災保険の新規受給者数は、6,234人（前年度比39人増）となっています。

Ⅱ 新型コロナウイルス感染症の雇用への影響を踏まえた総合労働行政機関としての施策の推進

新型コロナウイルス感染症の感染拡大は雇用にも大きな影響を与えており、雇用の安定と就業の促進等が主要な課題となっています。

このため、長崎労働局は、労働基準行政、職業安定行政及び雇用環境・均等行政等における、雇用・労働施策を総合的、一体的に運営するため、局長を先頭に労働基準監督署及び公共職業安定所と一体となり、雇用・労働施策を円滑に進め、各地域において総合労働行政機関としての機能を遺憾なく発揮し、地域や国民からの期待に真に応えていきます。

Ⅲ 雇用の維持・労働移動等に向けた支援やデジタル化への対応

1 雇用維持・在籍型出向の取組への支援

(1) 雇用調整助成金等による雇用維持の取組への支援

新型コロナウイルス感染症の影響により休業等を余儀なくされた労働者のために、雇用調整助成金の迅速支給に努め、雇用の維持・継続に取り組む事業主を支援します。

(2) 産業雇用安定助成金等による在籍型出向の取組への支援

出向元と出向先双方の企業を一体的に支援するとともに、公益財団法人産業雇用安定センター等の機関と連携し、在籍出向を活用した雇用維持に取り組む事業主を支援します。

2 人手不足分野の円滑な労働移動の推進

(1) 人材確保対策コーナーでの支援、「医療・福祉分野充足促進プロジェクト」の推進

医療・介護・保育分野など雇用吸収力の高い分野のマッチング支援を強化するため、ハローワークの「人材確保対策コーナー」を中心に、関係団体等と連携して人材確保を支援します。

また、「医療・福祉分野充足促進プロジェクト」を推進し、潜在求職者の掘り起し、求人充足に向けた条件緩和指導等により、重点的なマッチング支援を実施します。

(2) 地域のニーズに対応した職業訓練の推進等

職業能力開発促進法の改正により、都道府県単位の協議会の仕組みが法定化されることを踏まえ、長崎労働局が事務局となり、労使、教育訓練期間、長崎県、民間職業仲介機関等の関係者による協議会を組織し、訓練内容の検証・見直し及び訓練受講者の就職促進等について協議し、地域のニーズに対応した訓練コースの設定等を促進します。

(3) 雇用と福祉の連携による、離職者への介護・障害福祉分野への就職支援

ハローワーク、訓練実施機関及び福祉人材センターが連携を強化し、業界の理解促進・魅力発信を行う等人材確保支援に取り組みます。

また、介護・障害福祉分野訓練枠の充実のため、訓練に職場見学・職場体験を組み込むことを要件に、訓練委託費等の上乗せを実施し、就職後の職場定着に向けた取組として、雇用管理改善に関する事業主を支援します。

(4) 地域雇用の課題に対応し良質な雇用の実現を図る都道府県の取組等の支援

新型コロナウイルス感染症の影響等を受けた地域雇用を再生するための、事業主の事業転換や求職者のキャリアチェンジ等の取組、成長分野や人材不足分野における魅力ある雇用の確保や就職促進等の取組を支援します。

(5) 職業能力・職場情報・職業情報等の見える化の推進

職場情報総合サイト（しょくばらぼ）及び職業情報提供サイトjob tag（日本版O-NET）を活用し、求人・求職の効果的なマッチングを図るとともに、職業能力の「見える化」の観点から、ジョブ・カードの活用促進を図ります。

3 デジタル化の促進

(1) デジタル分野における新たなスキルの習得による円滑な再就職支援

デジタル分野については、一定の要件を満たしたIT分野の資格取得者をめざす公的職業訓練のコースについて、訓練委託費等の上乗せにより、訓練コースの拡充を図ります。

また、デジタル分野に係る公的職業訓練の受講を推奨し、受講につなげるとともに、訓練期間中から訓練終了後までのきめ細やかな伴走型支援により再就職の実現を図ります。

(2) ハローワークの職業紹介業務のオンライン・デジタル化の推進

オンラインによる職業相談を実施するハローワークの拡充、オンラインを活用した各種セミナー等の実施することで、サービスの向上を図ります。

IV 多様な人材の活躍促進

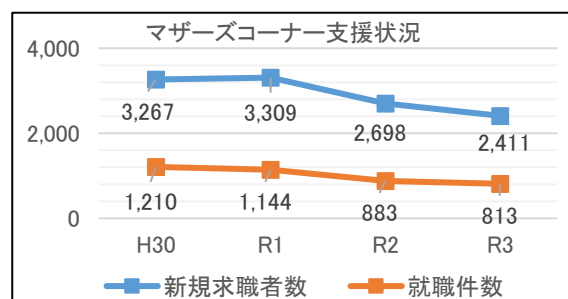
1 女性活躍・男性の育児休業取得等の促進

(1) 男性が育児休業を取得しやすい環境の整備に向けた企業の実践支援

男性の育児休業取得促進のための枠組みである「産後パパ育休制度」（出生時育児休業制度）の創設等を内容とする、育児・介護休業法の改正について労使に十分に理解されるよう、長崎県や労使団体等と連携して周知に取り組み、改正法の施行後は着実な履行確保を図ります。

(2) マザーズハローワーク等による子育て中の女性等に対する就職支援

ハローワークに設置している「マザーズコーナー」のナビゲーター等を中心に、求職者のニーズに応じたきめ細かな就職支援を実施するとともに、仕事と家庭の両立ができる求人の確保に努めます。



(3) 女性活躍推進のための行動計画に基づく企業の実践支援

改正女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定や情報公表の義務が拡大されたため、新たに義務化される事業主も含め、行動計画の策定・届出・情報公表が確実に行われるよう、報告徴収等を実施し、着実な履行確保を図ります。

(4) 不妊治療と仕事の両立支援

令和4年度よりくるみ認定等の新たな類型として創設される不妊治療と仕事の両立支援に関する認定制度の活用を促します。

また、不妊治療のための特別休暇制度を導入した中小企業事業主に対する助成金を活用し、不妊治療と仕事とが両立できる職場環境の整備を図ります。

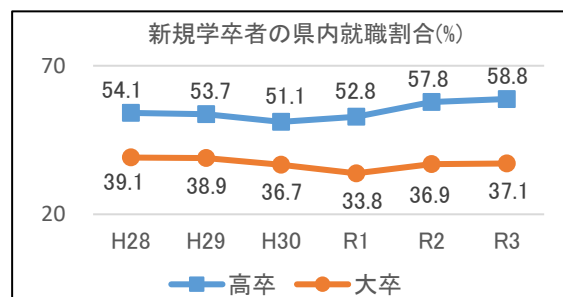


(5) 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による特別有給休暇制度導入等への取組支援

新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による特別有給休暇制度を導入する事業主に対して、母性健康管理措置に係る助成金による支援を行い、妊娠中の女性労働者が安心して休暇を取得することができる職場環境の整備を図ります。

2 新規学卒者等への就職支援

新卒応援ハローワーク等に配置された就職支援ナビゲーターの担当者制によるきめ細かな個別支援に加え、就職活動開始前の学生等に対する早期の支援を実施します。



3 非正規雇用労働者等へのマッチングやステップアップ支援

(1) ハローワークの就職支援ナビゲーターによる求職者の状況に応じたきめ細かな担当者制支援

非正規雇用労働者等の早期再就職を実現するために、担当者制での個別支援を強化し、求職者ニーズに応じた再就職を支援します。

(2) 同一労働同一賃金など雇用形態に関わらない公正な待遇の確保等

「長崎働き方改革推進支援センター」によるワンストップ相談窓口において、労務管理等の専門家による、業界別同一労働同一賃金マニュアル等を活用した窓口相談や個別訪問支援、セミナーの実施等に加え、業種別団体等に対する支援を実施する等、きめ細かな支援を行います。

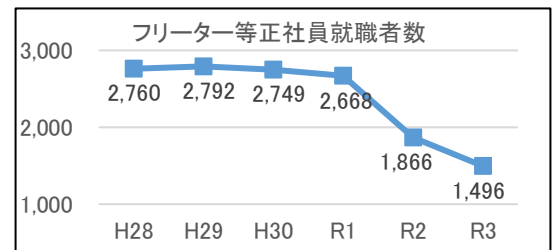
(3) 求職者支援制度による再就職支援

新型コロナウイルス感染症の影響で離職した方や、非正規労働者及び自営廃業者等の雇用保険を受けることができない方に対する雇用のセーフティネットとして、必要な訓練機会を提供します。

また、休業を余儀なくされた方やシフトが減少したシフト制で働く方などが仕事と訓練の受講を両立しやすいよう、短期・短時間の訓練コースの設立を進めます。

(4) フリーターへの就職支援

わかもの支援コーナー等に配置された就職支援ナビゲーターの担当者制によるきめ細かな個別支援を通じて、正社員への就職を支援します。



(5) 離職者を試行雇用する事業主への支援

新型コロナウイルス感染症の影響で離職を余儀なくされた労働者のうち、就労経験のない職業に就くことを希望する方の早期再就職を図るため、一定期間試行雇用する事業主に対して、試行雇用期間中の賃金の一部を助成（トライアル雇用助成金）し支援します。

(6) 地方公共団体と連携したハローワークにおける生活困窮者等に対する就労支援

地方公共団体と連携して生活保護受給者や生活困窮者等の就労支援を実施するとともに、特に新型コロナウイルス感染症の影響により、今後、増加が見込まれる生活困窮者等に対して、早期かつきめ細かな就労支援を実施します。

4 就職氷河期世代の活躍支援

(1) ハローワークにおける担当者による伴走型支援

担当者制による個別の支援計画に基づき、キャリアコンサルティング、生活設計面の相談、必要な能力開発施策へのあっせん、求職者の適性・能力等を踏まえた求人開拓、就職後の定着支援などを実施しています。

(2) 就職氷河期世代の失業者等を正社員で雇い入れる企業への助成金等の活用

ハローワークに設置している就職氷河期世代の専門窓口等と連携し、事業主・対象労働者に対し、特定求職者雇用開発助成金及びトライアル雇用助成金の周知広報を行い、積極的な活用を進めています。

(3) 地域若者サポートステーションを通じた継続的な支援

地域若者サポートステーションにおいて、就職氷河期世代の方々それぞれの事情に合わせた継続的な支援を実施するとともに、オンラインによる相談支援を推進します。

(4) 短期間で取得でき安定就労に有効な資格等の取得支援

就職氷河期世代のために創設された「短期資格等習得コース」において、短期間で取得でき、安定就労につながる資格等の習得を支援するため、訓練と職場体験等を組み合わせ、正社員就職を支援する出口一体型の訓練を実施します。

また、当該訓練を職業訓練受講給付金の給付対象とし、安心して受講できるよう支援します。

(5) 就職氷河期世代の活躍支援のため都道府県プラットフォームを活用した支援

官民協働で就職氷河期世代の活躍支援に取り組む「ながさき就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」において、支援策の周知広報、企業説明会の開催等を通じ、就職氷河期世代の雇入れや正社員化等の支援に取り組めます。

5 高齢者の就労・社会参加の促進

(1) 70歳までの就業機会確保等に向けた環境整備や高齢労働者の処遇改善を行う企業への支援

70歳までの就業機会確保等に向けた環境整備を図るため、事業主と接触する機会を捉えて、65歳を超える定年引上げや継続雇用制度の導入等に向けた意識啓発・機運醸成に取り組めます。

また、60歳から64歳までの高齢労働者の処遇改善を行う企業を支援します。

(2) ハローワークにおける生涯現役支援窓口のマッチング支援

65歳以上の再就職支援に重点的に取り組むため、ハローワーク長崎、佐世保、諫早及び大村に設置する「生涯現役支援窓口」において、高齢者のニーズ等を踏まえた職業生活の再設計に係る支援やチームによる効果的なマッチング支援を行います。

(3) シルバー人材センターなどの地域における多様な就業機会の確保

地域の高齢者の就業促進を図るため、地域の様々な機関が連携して高齢者等の就業を促進する「生涯現役促進地域連携事業」を実施します。

また、高齢求職者の多様な就業ニーズに対応するため、臨時的かつ短期的又は軽易な就業を希望する高齢者には、シルバー人材センターへの誘導を行います。

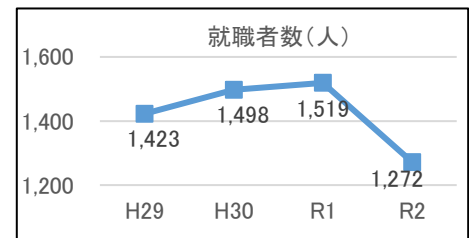
6 障害者の就労促進

(1) 中小企業をはじめとした障害者の雇入れ支援等

ハローワークと地域関係機関が連携し、特に障害者雇用ゼロ企業等に対して、採用の準備段階から採用後の職場定着まで一貫したチーム支援等を実施し、中小企業をはじめとした障害者の雇入れ支援等に取り組みます。

(2) 精神障害者、発達障害者、難病患者等の多様な障害特性に対応した就労支援

精神障害者、発達障害者、難病患者等の求職者について、ハローワークに専門の担当者を配置するなど、多様な障害特性に応じて就職準備から就職・職場定着までの支援を推進します。



7 外国人に対する支援

(1) 外国人求職者等に対する就職支援

留学生コーナーを中心に、就職を希望する留学生等の意識啓発から就職後の定着支援まで、段階に応じたきめ細かな支援を実施します。

また、定住外国人等に対しては、ハローワークにおける職業相談など、早期再就職支援及び安定的な就労の確保に向けた支援を実施します。

(2) ハローワーク等における多言語相談支援体制の整備

電話通訳（多言語コンタクトセンター及びハローワークコールセンター多言語窓口）やハローワークに配備している多言語音声翻訳機器を活用した相談を実施します。

(3) 外国人労働者の適正な雇用管理に関する助言・援助等の実施、外国人労働者の雇用管理改善に取り組む企業への支援

外国人労働者に対する適正な雇用管理の確保を図るため、外国人雇用管理アドバイザーや就職支援コーディネーターを活用した事業所訪問等により、雇用管理状況の確認、改善のための助言・援助等を実施します。

(4) 外国人労働者の労働条件等の相談・支援体制の整備

労働基準部監督課外国人労働者相談コーナー（ベトナム語）に配置している外国人労働者労働条件相談員による労働条件等に関する相談対応を行います。

また、外国人労働者が容易に理解できる労働安全衛生に関する視聴覚教材等を周知すること等により、労働災害防止対策を推進します。

V 誰もが働きやすい職場づくり

1 柔軟な働き方がしやすい環境整備

(1) 良質なテレワークの導入・定着促進

良質なテレワークを導入し、労働者の人材確保や雇用管理改善等の観点から効果を上げた中小企業事業主に対し、人材確保等支援助成金を支給し支援します。

(2) フリーランスと発注者との契約のトラブル等に関する関係省庁と連携した相談支援

総合労働相談コーナーにおいては、「フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン」を踏まえ、適切に相談対応を行うとともに、相談内容から労働基準法等の法律に違反する疑いがある場合は、局又は署の担当部署と調整の上、適切に対応します。

(3) 副業・兼業を行う労働者の健康確保に取り組む企業等への支援等

事業者による副業・兼業を行う労働者の健康確保に向けた取組が進むよう、一般健康診断等による健康確保に取り組む企業に対する副業・兼業労働者の健康診断助成金等の支援事業や「副業・兼業の促進に関するガイドライン」等の周知等を行います。

(4) ワーク・ライフ・バランスを促進する休暇制度・就業形態の導入支援による多様な働き

働き方・休み方改革に取り組んでいる企業の好事例の紹介を行うとともに、多様な正社員制度について、事例の提供等による更なる周知等を行います。

2 安全で健康に働くことができる職場づくり

(1) 職場における感染防止対策等の推進

長崎労働局設置の「職場における新型コロナウイルス感染拡大防止対策相談コーナー」において事業者や労働者からの職場での新型コロナウイルス感染拡大防止に係る相談への対応を行うとともに、「取組の5つのポイント」や「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」等を活用した職場における感染防止対策の取組を推進します。

(2) 長時間労働の抑制

過重労働が行われているおそれがある事業場に対して、適正な労働時間管理及び健康管理に関する監督指導等を徹底します。

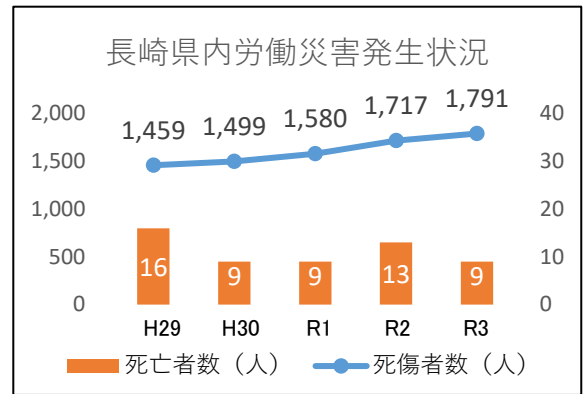
(3) 労働条件の確保・改善対策

管内の実情を踏まえつつ、事業場における基本的労働条件の枠組み及び管理体制の確立を図らせ、これを定着させることが重要であることから、労働基準関係法令の遵守の徹底を図るとともに、重大悪質な事案に対しては、司法処分も含め厳正に対処します。

(4) 労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備

労働災害が増加傾向にある第三次産業等については、転倒災害防止対策や腰痛予防対策などの企業の自主的な安全衛生活動の促進を図ります。

その他、高年齢労働者に関する「エイジフレンドリーガイドライン」等の周知、メンタルヘルス対策等の推進、新たな化学物質規制の周知及び石綿ばく露対策の徹底を図ります。



(5) 労災保険給付の迅速・適正な処理

労災保険給付の請求については、標準処理期間内に完結する迅速な事務処理を行うとともに、認定基準等に基づいた適正な認定に努めます。

特に社会的関心が高い過労死等事案をはじめとする複雑事案は、認定基準等に基づき、迅速・適正な事務処理を一層推進します。

また、業務に起因して新型コロナウイルス感染症に感染したものであると認められる場合には、労災保険給付の対象となること等について積極的に周知を行います。

労災保険請求・支給決定状況

	29年度		30年度		元年度		2年度		3年度	
	請求	決定	請求	決定	請求	決定	請求	決定	請求	決定
脳血管疾患	5	2	9	0	8	2	8	3	3	1
虚血性心疾患	4	1	5	2	1	1	1	0	3	1
精神障害	18	11	20	4	22	7	8	8	24	3

(6) 総合的なハラスメント対策の推進

中小企業においてもパワーハラスメント防止措置が義務化されたことを踏まえ、パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント等職場におけるハラスメント防止措置を講じていない事業主に対し厳正な指導を実施すること等により法の履行確保を図ります。

3 最低賃金・賃金の引上げに向けた生産性向上等の推進

(1) 最低賃金・賃金の引上げに向けた生産性向上等に取り組む企業への支援

最低賃金・賃金の引上げに向けて業務改善や生産性向上に取り組む県内の中小企業・小規模事業者に対し、業務改善助成金の活用を促すことにより、賃金の引上げを支援します。

(2) 最低賃金制度の適切な運営

経済動向及び地域の実情（新型コロナウイルス感染症による影響を含む。）などを踏まえつつ、充実した審議が尽くせるよう、長崎地方最低賃金審議会の円滑な運営を図ります。

また、最低賃金額の改定等については、使用者団体、労働者団体及び地方公共団体等の協力を得て、使用者・労働者等に周知徹底を図るとともに、最低賃金の履行確保上問題があると考えられる業種等を重点とした監督指導等を行います。



長崎県の最低賃金	
1時間	821円
長崎県最低賃金	改定3年10月2日
特定最低賃金	875円
はん用機械器具、生産用機械器具製造業	864円
電子部品・デバイス、電子回路、電気機械器具、情報通信機器製造業	875円
船舶製造・修理業、船舶機関製造業	875円

4 治療と仕事の両立支援

(1) 治療と仕事の両立支援に関する取組の促進

① ガイドライン等の周知啓発

疾病を抱える労働者が治療を行いながら仕事を継続することができるよう、長崎産業保健総合支援センター（以下「産保センター」という。）と連携して、あらゆる機会を捉え、「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」及び「企業・医療機関連携マニュアル」を周知するとともに、治療と仕事の両立支援に取り組む企業に対する助成金制度の周知や利用勧奨を行います。

② 地域両立支援推進チームの運営

長崎労働局に設置する「長崎県地域両立支援推進チーム」の活動を通して、地域の関係者（長崎県福祉保健部、医療機関、企業、労使団体、産保センター、労災病院等）の取組を相互に周知協力する等により、両立支援に係る取組の効果的な連携と一層の促進を図ります。

(2) トライアングル型サポート体制の構築

主治医、会社・産業医と患者に寄り添う両立支援コーディネーターのトライアングル型サポート体制を推進します。

そのため、長崎県地域両立支援推進チーム等を通じて地域の関係者に両立支援コーディネーターの役割についての理解の促進を図るとともに、労働者健康安全機構で開催する養成研修の周知・受講勧奨を図ります。

長崎労働局の組織

総務部

総務課	総務・人事・会計、情報公開等
労働保険徴収室	労働保険の適用徴収 (加入指導、納付督促、事務組合監査等)

雇用環境・均等室

働き方改革、男女均等、女性活躍の推進、パートタイム・有期労働対策、ハラスメント防止対策、育児や介護の両立支援、総合労働相談等

労働基準部

監督課	労働条件の確保、事業場の監督指導
健康安全課	産業安全（労働災害の防止等）、 労働衛生（健康保持増進）
賃金室	最低賃金及び最低工賃等、賃金等の統計・調査
労災補償課	労災補償（業務災害、通勤災害）、 社会復帰促進等事業（アフターケア、義肢・装具等）

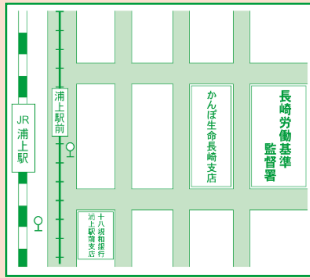
職業安定部

職業安定課	職業紹介、雇用保険業務、若年者対策、生活保護受給者等就労自立促進事業、外国人労働者等の雇用対策等
職業対策課	高年齢者・障害者・就職困難者等の雇用促進、雇用の創出・拡大雇用関係助成金業務等
訓練室	職業訓練、福祉人材確保等
需給調整事業室	労働者派遣事業、有料職業紹介等

労働基準監督署
(6 監督署、2 駐在事務所)

公共職業安定所（ハローワーク）
(8 安定所、2 出張所)

労働基準監督署、総合労働相談コーナー所在地



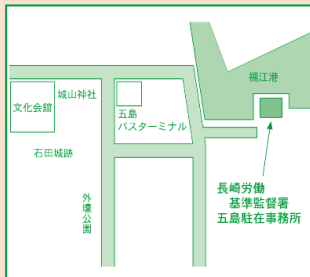
**長崎
労働基準監督署**

〒852-8542
長崎市岩川町16-16
長崎合同庁舎2階
TEL 095-846-6353



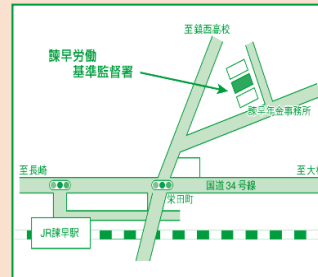
**島原
労働基準監督署**

〒855-0033
島原市新馬場町905-1
TEL 0957-62-5145



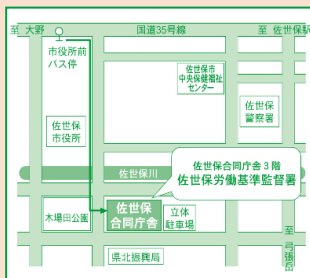
**長崎労働基準監督署
五島駐在事務所**

〒853-0015
五島市東浜町2-1-1
福江地方合同庁舎内
TEL 0959-72-2951



**諫早
労働基準監督署**

〒854-0081
諫早市栄田町47-37
TEL 0957-26-3310



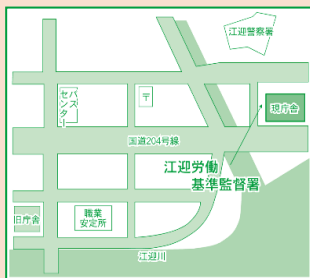
**佐世保
労働基準監督署**

〒857-0041
佐世保市木場田町2-19
佐世保合同庁舎3階
TEL 0956-24-4161



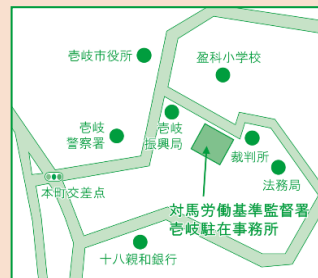
**対馬
労働基準監督署**

〒817-0016
対馬市厳原町東里
341-42
厳原地方合同庁舎内
TEL 0920-52-0234



**江迎
労働基準監督署**

〒859-6101
佐世保市江迎町長坂
123-19
TEL 0956-65-2141



**対馬労働基準監督署
壱岐駐在事務所**

〒811-5133
壱岐市郷ノ浦町本村
触620-4
壱岐地方合同庁舎内
TEL 0920-47-0467

長崎労働局総合労働相談コーナー

長崎市万才町7-1 TBM長崎ビル3階

095-801-0023

長崎総合労働相談コーナー

長崎市岩川町16-16 長崎合同庁舎2階
長崎労働基準監督署内

095-846-6390

佐世保総合労働相談コーナー

佐世保市木場田町2-19 佐世保合同庁舎3階
佐世保労働基準監督署内

0956-24-4161

江迎総合労働相談コーナー

佐世保市江迎町長坂123-19
江迎労働基準監督署内

0956-65-2141

島原総合労働相談コーナー

島原市新馬場町905-1
島原労働基準監督署内

0957-62-5145

諫早総合労働相談コーナー

諫早市栄田町47-37
諫早労働基準監督署内

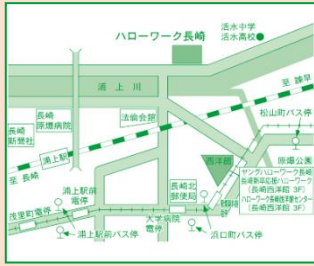
0957-26-3310

壱岐総合労働相談コーナー

壱岐市郷ノ浦町本村触620-4 壱岐地方合同庁舎
対馬労働基準監督署 壱岐駐在事務所内

0920-47-0501

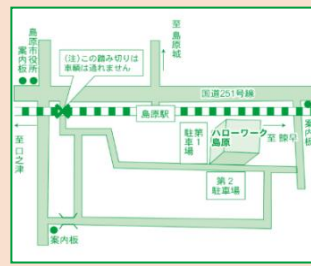
公共職業安定所（ハローワーク）所在地



長崎
公共職業安定所

〒852-8522
長崎市宝栄町4-25

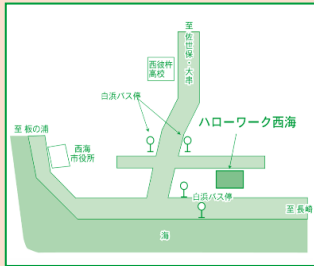
TEL 095-862-8609



島原
公共職業安定所

〒855-0042
島原市片町633

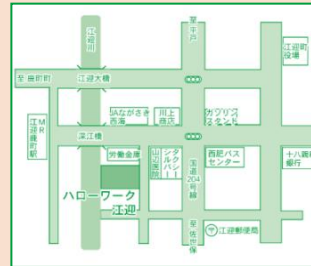
TEL 0957-63-8609



長崎公共職業安定所
西海出張所

〒857-2303
西海市大瀬戸町瀬戸
西浜郷412

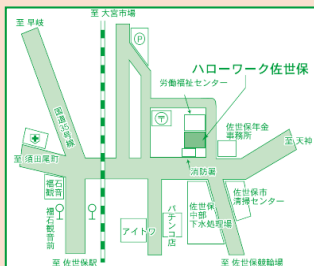
TEL 0959-22-0033



江迎
公共職業安定所

〒859-6101
佐世保市江迎町長坂
182-4

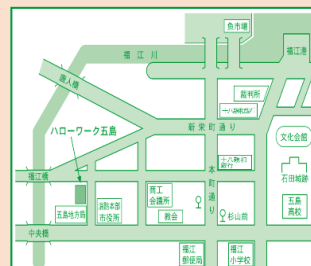
TEL 0956-66-3131



佐世保
公共職業安定所

〒857-0851
佐世保市稲荷町2-30

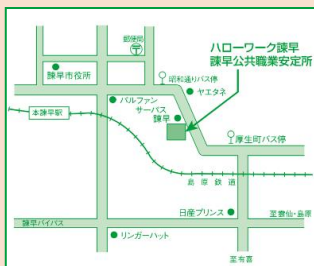
TEL 0956-34-8609



五島
公共職業安定所

〒853-0007
五島市福江町7-3

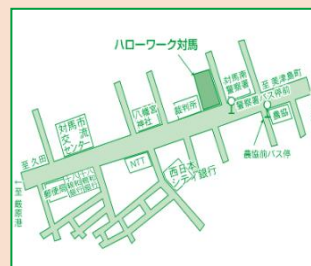
TEL 0959-72-3105



諫早
公共職業安定所

〒854-0022
諫早市幸町4-8

TEL 0957-21-8609



対馬
公共職業安定所

〒817-0013
対馬市厳原町中村
642-2

TEL 0920-52-8609



大村
公共職業安定所

〒856-8609
大村市松並1-213-9

TEL 0957-52-8609



対馬公共職業安定所
壱岐出張所

〒811-5133
壱岐市郷ノ浦町本村
触620-4

壱岐地方合同庁舎内
TEL 0920-47-0054

ハローワークプラザ長崎

長崎市築町3-18 メルカつきまち3階

095-823-0810

ヤングハローワーク長崎

長崎市川口町13-1 長崎西洋館3階

095-819-9000

ハローワークプラザ佐世保

佐世保市松浦町2-28 J Aながさき西海会館3階

0956-24-0810

松浦市地域職業相談室

松浦市志佐町里免365 松浦市役所別館

0956-73-0530



- ☐ 総務部
総務課 TEL(095)801-0020 FAX(095)801-0021
労働保険徴収室 TEL(095)801-0025 FAX(095)801-0026
- ☐ 雇用環境・均等室 TEL(095)801-0050 FAX(095)801-0051
- 長崎労働局総合労働相談コーナー
TEL(095)801-0023 FAX(095)801-0024
- ☐ 労働基準部
監督課 TEL(095)801-0030 FAX(095)801-0031
健康安全課 TEL(095)801-0032 FAX(095)801-0031
賃金室 TEL(095)801-0033 FAX(095)801-0031
労災補償課 TEL(095)801-0034 FAX(095)801-0031
TEL(095)801-0019 (レセプト審査)
- ☐ 職業安定部
職業安定課 TEL(095)801-0040 FAX(095)801-0041
職業対策課 TEL(095)801-0042 FAX(095)801-0043
訓練室 TEL(095)801-0044 FAX(095)801-0041
需給調整事業室 TEL(095)801-0045 FAX(095)801-0041
雇用保険電子申請事務センター
TEL(095)895-5109 FAX(095)895-5299